

## 太陽光発電施設の地域共生に向けた近畿経済産業局・大阪府連携協力会議設置要綱

### (目的)

第 1 条 太陽光発電施設に係る不適切案件及びトラブルの未然防止等を図り、地域と共生した太陽光発電事業の推進を図るため、太陽光発電施設の地域共生に向けた近畿経済産業局・大阪府連携協力会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (業務)

第 2 条 この会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）及び固定価格買取制度等についての情報共有
- 二 不適切案件及びトラブルの未然防止等に向けた取組みの検討・実施
- 三 府内及び全国でのトラブル発生状況及びその対応についての情報交換
- 四 その他、会議の目的を達成するために必要なこと

### (組織)

第 3 条 会議は、近畿経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課長及び大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課長により組織する。

- 2 会議において、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の関係行政機関の職員の出席を求めることができる。
- 3 個別事案の対応など特定の事項ごとに、取組みの検討、実施及び連絡調整等を行うため、部会を設置することができる。
- 4 部会において、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員の出席を求めることができる。

### (その他)

第 4 条 会議等の招集は、事務局が行う。

- 2 事務局は、大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に置く。
- 3 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は別に定めることができる。

### (附則)

この要綱は、平成 29 年 11 月 17 日から施行する。

### (附則)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。